

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年1月14日

届出年月日：令和7年12月25日

店 舗 名：ドラッグストアモリ南大分店・
おべんとうのヒライ田中本町店

設 置 者：株式会社ドラッグストアモリ
株式会社ヒライホールディングス

縦 覧 期 間：令和8年1月14日～
令和8年5月14日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振
興課

届出の概要：別紙のとおり

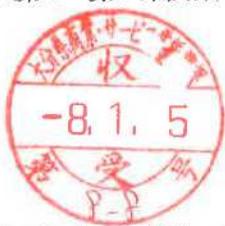
大規模小売店舗立地法に基づく変更計画概要書

〔ドラッグストアモリ南大分店・おべんとうのヒライ田中本町店〕

株式会社ドラッグストアモリ・株式会社ヒライホールディングス

令和7年12月25日

様式第3 (第7条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年12月25日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社 ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社ヒライホールディングス
代表取締役 平井浩一郎
熊本県熊本市西区春日七丁目26番70号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ南大分店・おべんとうのヒライ田中本町店
大分県大分市田中町一丁目827番1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1, 827 m²

(変更後) 1, 569 m²

※店舗面積の減少変更事由に該当しないが、参考として記載するものである。

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
A棟南側 [資料一3 平面図兼配置図 (変更前) 上・荷さばき施設]	42. 3 m ²

(変更後)

位 置	面 積
A棟南側 [資料一4 平面図兼配置図 (変更後) 上・荷さばき施設No.1]	42. 3 m ²
B棟南東側 [資料一4 平面図兼配置図 (変更後) 上・荷さばき施設No.2]	15. 0 m ²
合 計	57. 3 m ²

②廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 積
建物敷地東側 [資料一3 平面図兼配置図 (変更前) 上・廃棄物等保管施設]	9. 12 m ³

(変更後)

位 置	容 積
建物敷地東側 [資料一4 平面図兼配置図 (変更後) 上・廃棄物等保管施設No.1]	9. 12 m ³
B棟東側 [資料一4 平面図兼配置図 (変更後) 上・廃棄物等保管施設No.2]	2. 10 m ³
合 計	11. 22 m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後		備考
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	
株式会社 ドラッグストアモリ	24時間営業		24時間営業		A棟
株式会社 ヒライ	—	—	午前6時	午後11時	B棟

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき作業可能時間帯	
	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	24時間	24時間
荷さばき施設No.2	—	午前6時00分～午後10時00分

3 変更する年月日

令和8年3月31日

4 変更する理由

テナント区画の配置を見直すため

